

【基本目標4】快適に暮らすことができる安全・安心のまちづくり

(31) 可住地面積割合 **54.2%**
(総面積当たり)

指標の説明

「可住地面積割合」とは、総面積に対する可住地面積の割合で、土地利用に係る指標として用いられる。

可住地面積：総面積から林野面積及び主要湖沼面積（面積1km²以上の湖沼）を差し引いて算出される。

指標の算出根拠
基礎データの資料

可住地面積割合（総面積当たり）＝可住地面積÷総面積

【可住地面積：11,719ha、総面積：21,612ha（平成21年・糸島市）】

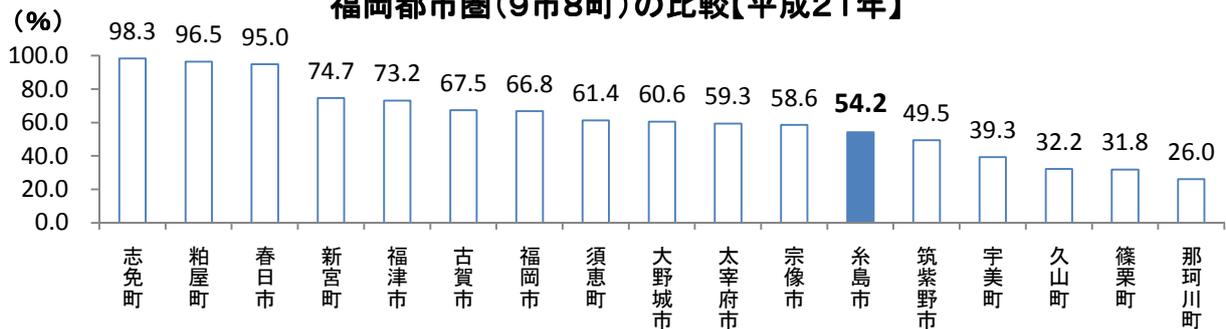
※全国の総面積は、北方四島及び竹島を除いて算出。

資料：国土交通省国土地理院測図部「全国都道府県市区町村別面積調」
総務省統計局「統計でみる都道府県（市区町村）のすがた」

全国、福岡県、糸島市の推移



福岡都市圏(9市8町)の比較【平成21年】



統計データ(グラフ)
から見る市の動向

平成21年の糸島市の可住地面積割合（総面積当たり）は、54.2%。平成12年以降でも横ばいとなっている。

また、全国の32.6%と比べ21.6ポイント高く、福岡県の55.1%と比べ0.9ポイント低い。

福岡都市圏内では、全17市町のうち6番目に低い。

(32) 道路実延長 5.15km (総面積1km²当たり)

指標の説明

「道路実延長」とは、道路の総延長から、重用延長（上級路線重複区間）、未供用延長（供用開始の未告示区間）、渡船延長（海上、河川、湖沼の、道路法の規定に基づく供用区間）を除いた延長をいい、交通行政に係る指標として用いられる。

指標の算出根拠 基礎データの資料

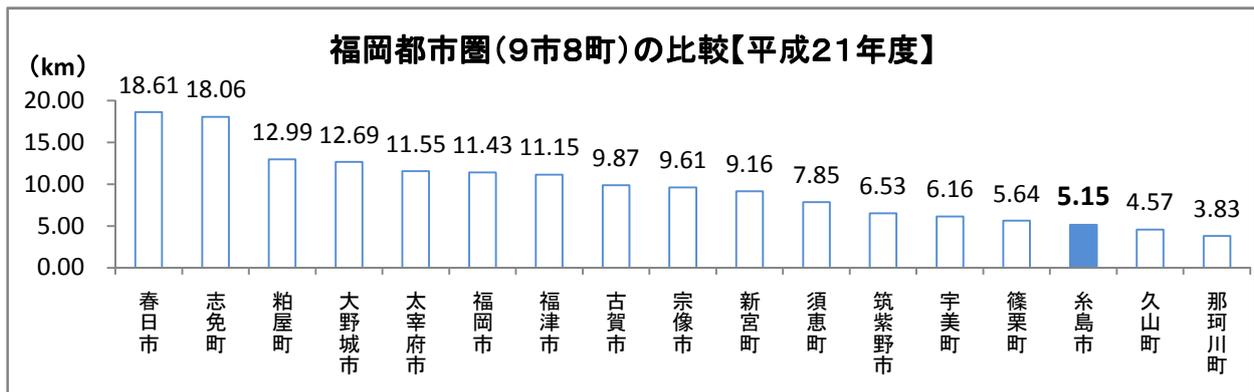
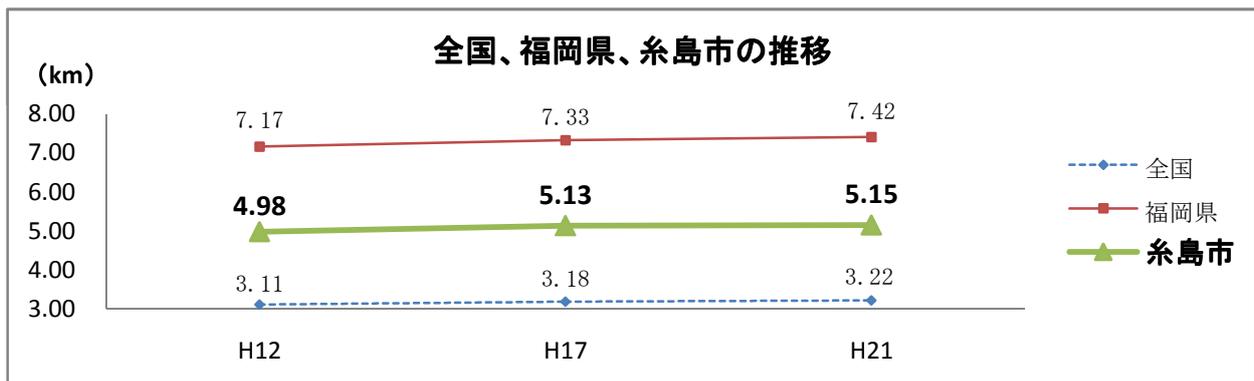
道路実延長（総面積1km²当たり）＝道路実延長÷総面積

【道路実延長：1,113.1km、総面積：216.12km²（平成21年度・糸島市）】

資料：国土交通省道路局「道路統計年報」

国土交通省国土地理院測図部「全国都道府県市区町村別面積調」

総務省統計局「統計でみる都道府県（市区町村）のすがた」



統計データ(グラフ) から見る市の動向

平成21年度の糸島市の道路実延長（総面積1km²当たり）は、5.15km。平成12年度以降で見ると、一貫して増加しており、9年間で0.17km増加している。

また、全国の3.22kmと比べ1.93km多く、福岡県の7.42kmと比べ2.27km少ない。

福岡都市圏内では、全17市町のうち3番目に少ない。

(33) 道路舗装率（市町村道） 83.3%

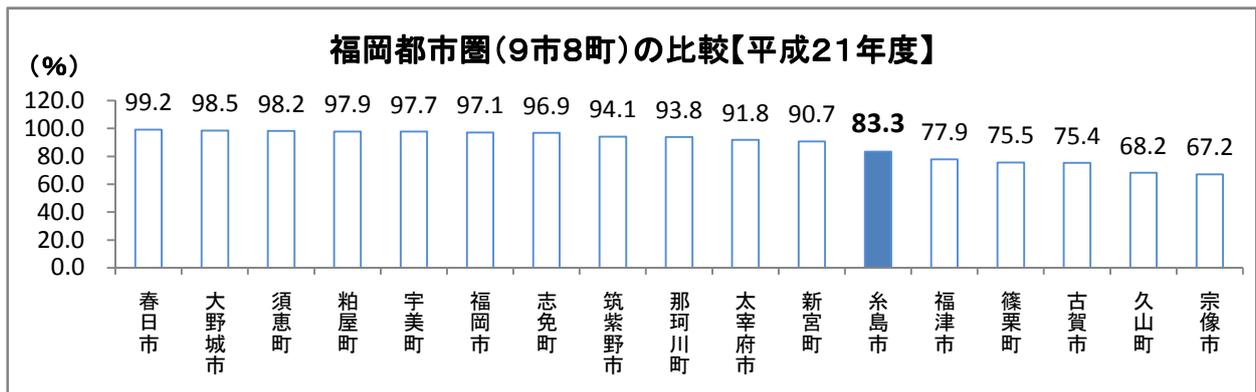
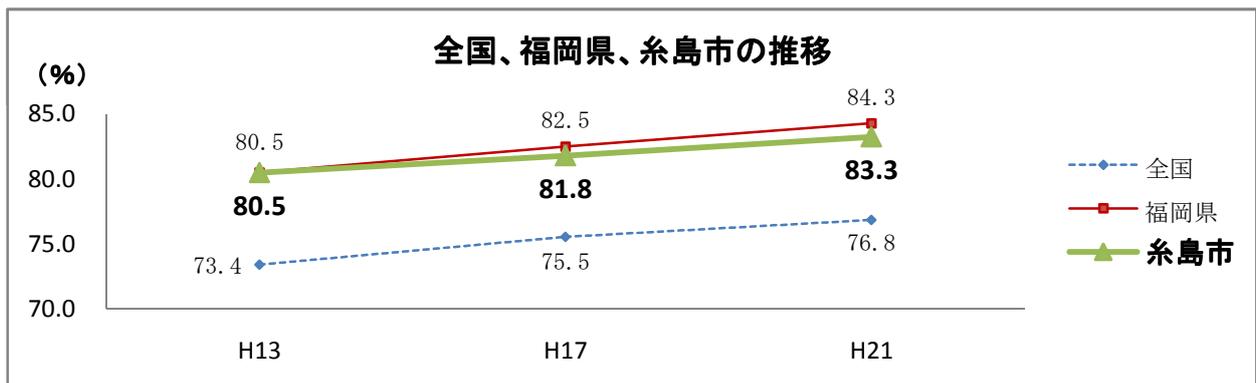
指標の説明

「道路舗装率」とは、道路実延長に対する舗装道路実延長の割合で、人や車両が円滑でかつ安全な交通を図るとともに、沿道環境の保全に資するための指標として用いられる。なお、舗装とは、路面をれんが、石片、アスファルト、セメントなどで固めたものをいう。一般には、アスファルト舗装またはセメントコンクリート舗装が用いられる。

指標の算出根拠 基礎データの資料

道路舗装率＝舗装道路実延長÷道路実延長（※全て市町村道により算定）
【舗装道路実延長：768.9km、道路実延長：923.6km
（平成21年度・糸島市）】

資料：国土交通省道路局「道路統計年報」
福岡県道路維持課「道路現況」



統計データ(グラフ) から見る市の動向

平成21年度の糸島市の道路舗装率（市町村道）は、83.3%。平成13年度以降で見ると、一貫して増加しており、8年間で2.8%増加している。

また、全国の76.8%と比べ6.5ポイント高く、福岡県の84.3%と比べ1.0ポイント低い。

福岡都市圏内では、全17市町のうち6番目に低い。

(34) 都市公園等面積 **4.90m²** (都市計画区域人口一人当たり)

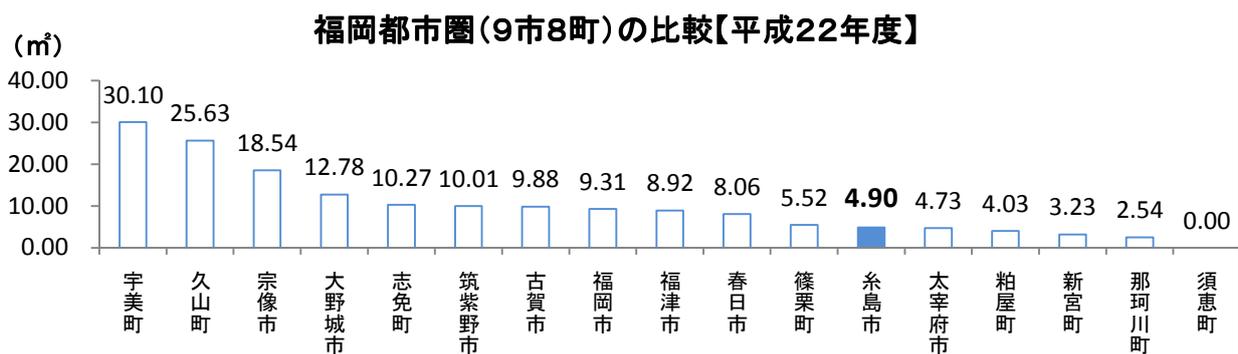
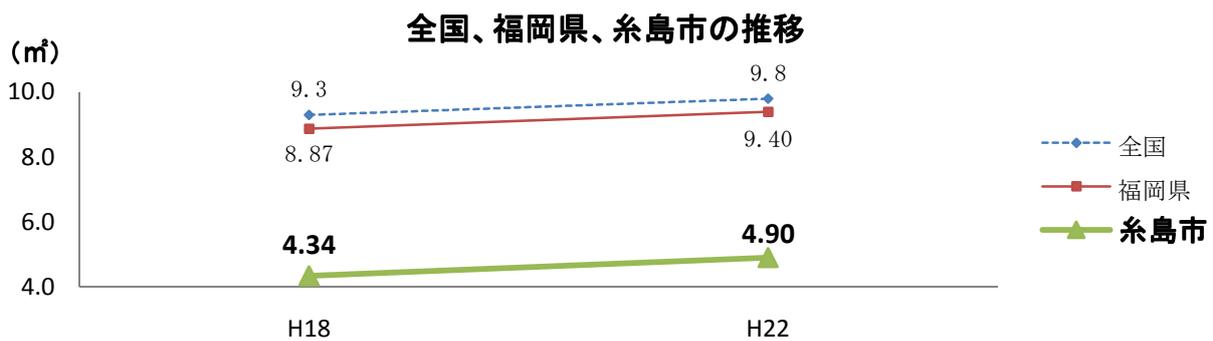
指標の説明

「都市公園等面積」とは、都市公園法に基づき国または地方公共団体が設置する公園や緑地、都市計画区域外において都市公園に準じて設置されている特定地区公園（カントリーパーク）の面積のことで、公園や緑地の整備や維持管理に係る都市行政の指標として用いられる。

指標の算出根拠 基礎データの資料

都市公園等面積（人口一人当たり）＝都市公園等総面積÷人口総数
【総面積：48.49ha、人口総数：99千人（都市計画区域人口）
（平成22年度・糸島市）】

資料：国土交通省都市局、福岡県公園街路課「都市公園等整備現況調査」



統計データ(グラフ) から見る市の動向

平成22年度の糸島市の都市公園等面積（都市計画区域人口一人当たり）は、4.90m²。平成18年度と比較すると0.56m²増加している。
また、全国の9.8m²と比べ4.90m²、福岡県の9.40m²と比べ4.50m²少ない。
福岡都市圏内では、全17市町のうち6番目に少ない。

(35) 水道普及率 78.0%

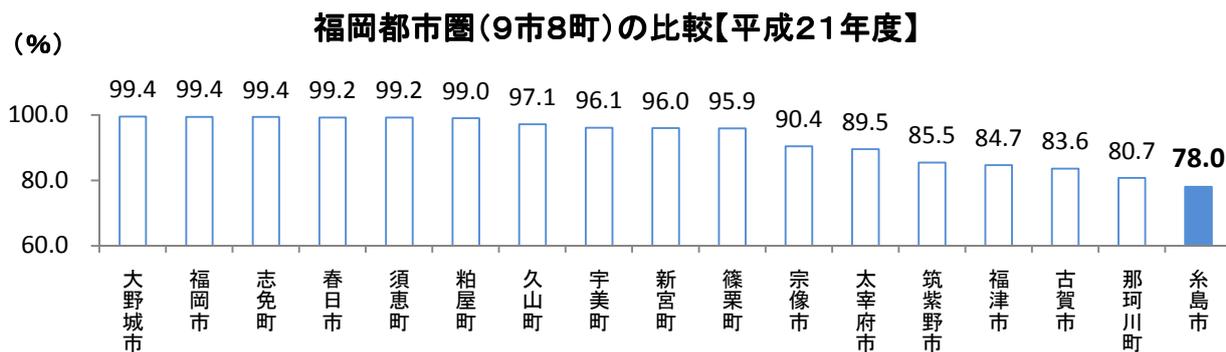
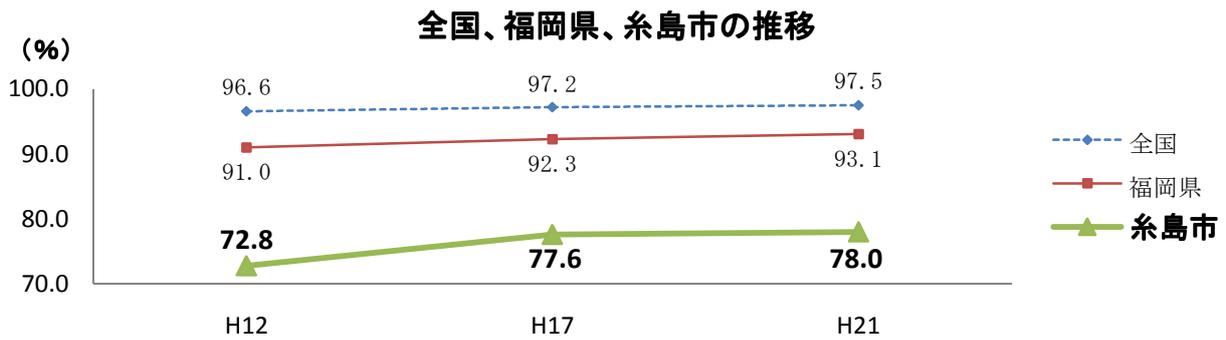
指標の説明

「水道普及率」とは、人口総数に対する給水人口総数（上水道、簡易水道及び専用水道による給水人口の総数）の割合で、水道施設整備や上水道事業など、水道行政に係る指標として用いられる。

指標の算出根拠 基礎データの資料

水道普及率＝給水人口総数（上水道＋簡易水道＋専用水道）÷人口総数
【給水人口総数：77,030人、人口総数：98,780人
（平成21年度・糸島市）】

資料：厚生労働省健康局「水道の基本統計」
福岡県水資源対策課「福岡県の水道」
総務省統計局・福岡県調査統計課「人口推計」（4月1日現在）



統計データ(グラフ) から見る市の動向

平成21年度の糸島市の水道普及率は、78.0%。平成12年度以降で見ると、一貫して増加しており、9年間で5.2ポイント増加している。
また、全国の97.5%と比べ19.5ポイント、福岡県の93.1%と比べ15.1ポイント低い。
福岡都市圏内では、全17市町のうち最も低い。

(36) 汚水処理人口普及率 80.3%

指標の説明

「汚水処理人口普及率」とは、人口総数に対する汚水処理人口の割合で、生活排水処理施設がどの程度普及しているかなど、下水道行政に係る指標として用いられる。

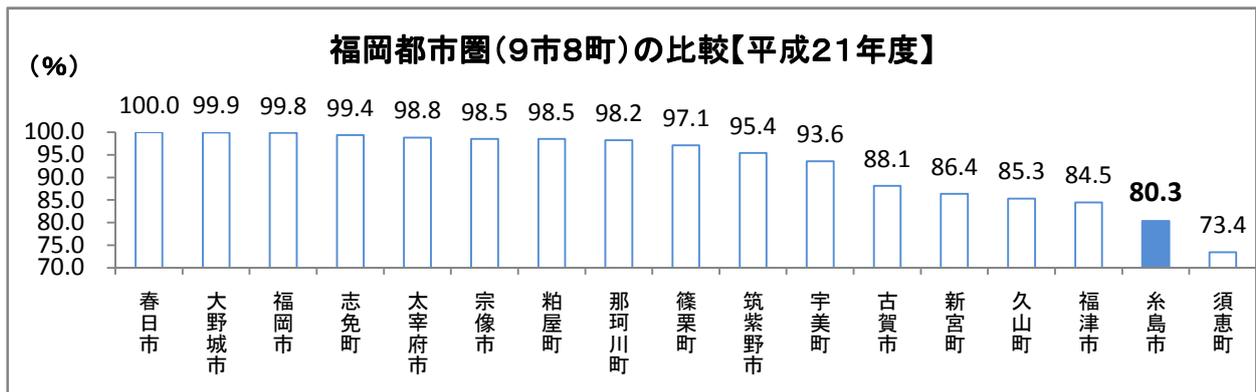
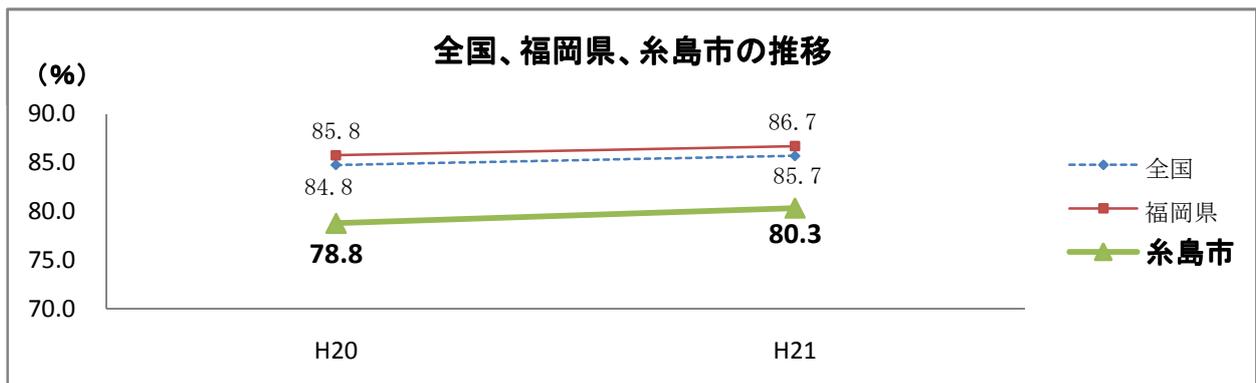
汚水処理人口：公共下水道、農業集落排水施設等、合併浄化槽、コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）の整備人口。

指標の算出根拠 基礎データの資料

汚水処理人口普及率＝汚水処理人口÷人口総数

【汚水処理人口：80,891人、人口総数：100,680人
（平成21年度・糸島市）】

資料：農林水産省・国土交通省・環境省「汚水処理人口普及状況」
福岡県下水道課「福岡県の下水道」
総務省自治行政局「住民基本台帳に基づく人口」（年報）



統計データ(グラフ) から見る市の動向

平成21年度の糸島市の汚水処理人口普及率は、80.3%。平成20年度と比較すると、1.5ポイント増加している。

また、全国の85.7%と比べ5.4ポイント、福岡県の86.7%と比べ6.4ポイント低い。

福岡都市圏内では、全17市町のうち2番目に低い。

(37) 建物火災出火件数 15.2件 (人口10万人当たり)

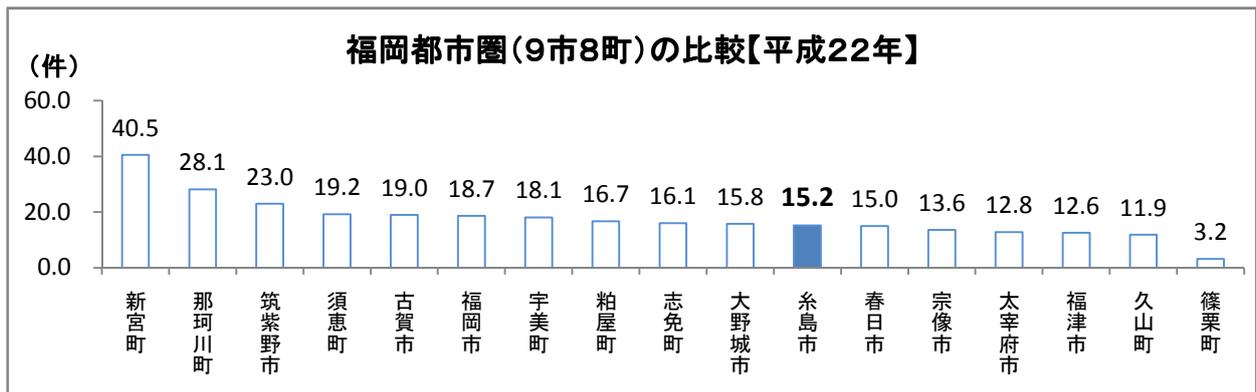
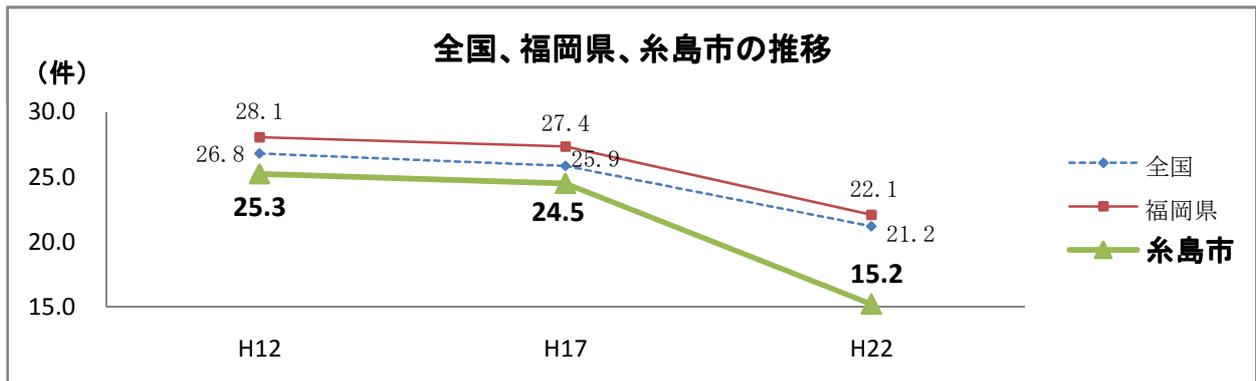
指標の説明

「建物火災出火件数」とは、建物またはその収容物が焼損した火災件数。全国的にも全火災の約6割を占めるため、防災活動の推進や防災計画の策定など、消防行政に係る指標として用いられる。

指標の算出根拠 基礎データの資料

建物火災出火件数（人口10万人当たり）＝出火件数÷人口総数×100,000
【出火件数：15件、人口総数：98,435人（平成22年・糸島市）】

資料：総務省消防庁・福岡県消防防災課「消防白書・消防年報」
総務省統計局・福岡県調査統計課「人口推計」（年報）
総務省統計局「統計でみる都道府県（市区町村）のすがた」



統計データ(グラフ) から見る市の動向

平成22年の糸島市の建物火災出火件数（人口10万人当たり）は、15.2件。平成12年以降で見ると、一貫して減少しており、10年間で10.1件減少している。

また、全国の21.2件と比べ6件、福岡県の22.1件と比べ6.9件少ない。福岡都市圏内では、全17市町のうち7番目に少ない。

(38) 交通事故発生件数

688件

(人口10万人当たり)

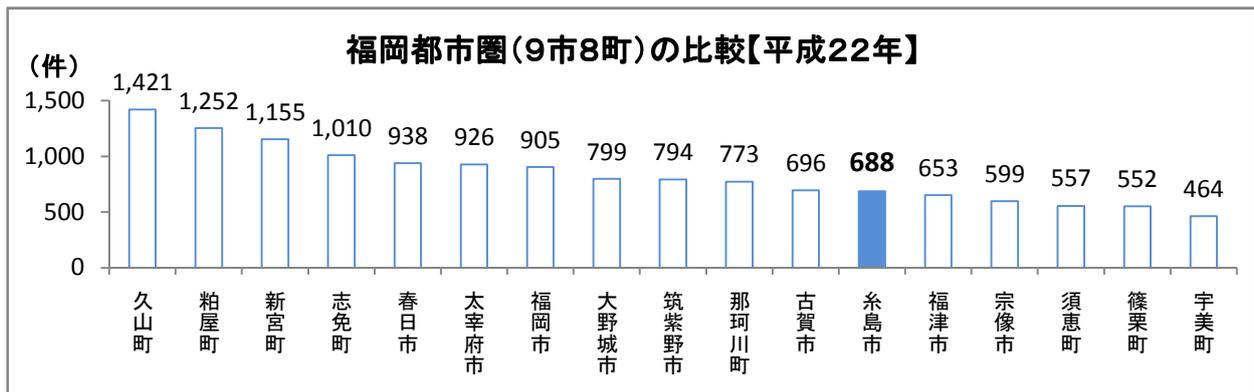
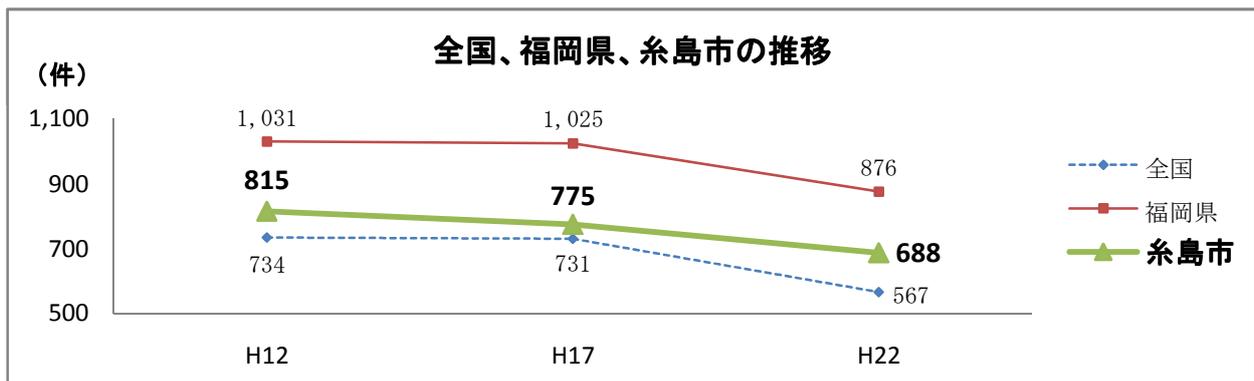
指標の説明

「交通事故発生件数」とは、道路交通法に規定されている道路において、車両（軽車両を含む）、路面電車及び列車の交通による人の死亡や負傷を伴う事故の件数で、地域の交通安全や飲酒運転の撲滅など、交通行政に係る指標として用いられる。

指標の算出根拠 基礎データの資料

交通事故発生件数（人口10万人当たり）＝発生件数÷人口総数×100,000
【発生件数：677件、人口総数：98,435人（平成22年・糸島市）】

資料：警察庁交通局・福岡県警察本部「交通統計・交通年鑑」
総務省統計局・福岡県調査統計課「人口推計」（年報）
総務省統計局「統計でみる都道府県（市区町村）のすがた」



統計データ(グラフ) から見る市の動向

平成22年の糸島市の交通事故発生件数（人口10万人当たり）は、688件。平成12年以降で見ると、一貫して減少しており、10年間で167件減少している。

また、全国の567件と比べ121件多く、福岡県の876件と比べ188件少ない。福岡都市圏内では、全17市町のうち6番目に少ない。

(39) 刑法犯認知件数 11.3件 (人口千人当たり)

指標の説明

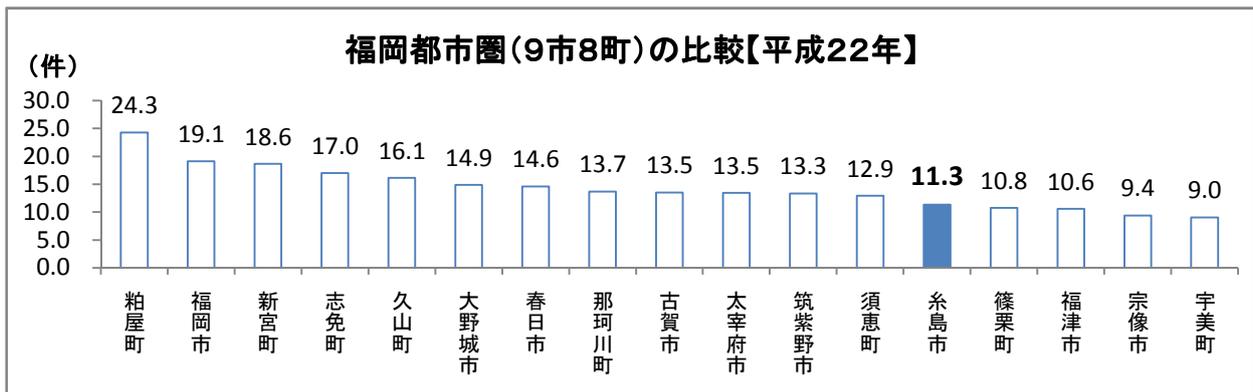
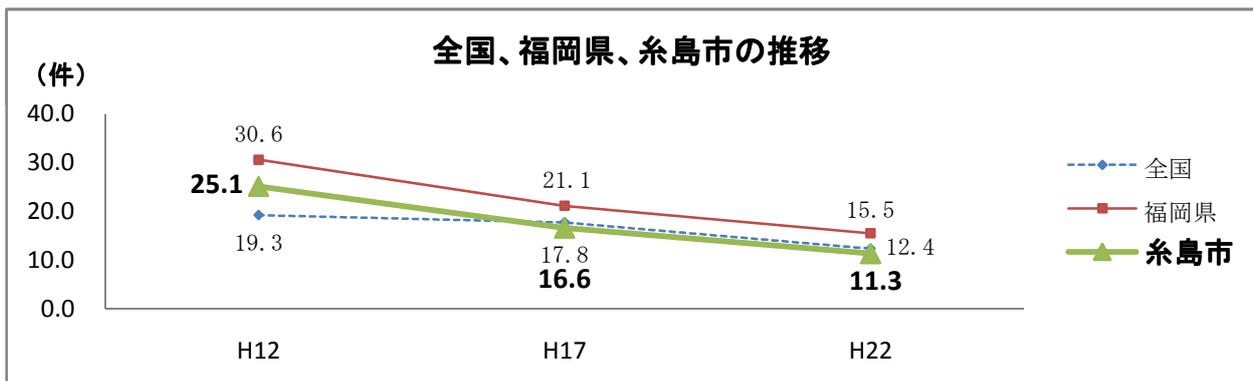
「刑法犯認知件数」とは、刑法犯についての被害の届出、告訴、告発などにより、その発生を警察において認知した件数で、治安を図る指標として用いられる。

刑法犯：ここでは、交通事故に係る業務上（重）過失致死傷罪を除き、殺人・強盗・暴行・傷害・窃盗・詐欺などを包括したものをいう。

指標の算出根拠 基礎データの資料

刑法犯認知件数（人口千人当たり）＝認知件数÷人口総数×1,000
【発生件数：1,117件、人口総数：98,435人（平成22年・糸島市）】
※国外及び発生地不明は除く。

資料：警察庁刑事局・福岡県警察本部「犯罪統計」
総務省統計局「国勢調査報告」
総務省統計局「統計でみる都道府県（市区町村）のすがた」



統計データ(グラフ) から見る市の動向

平成22年の糸島市の刑法犯認知件数（人口千人当たり）は、11.3件。平成12年以降で見ると、一貫して減少しており、10年間で13.8件減少している。また、全国の12.4件と比べ1.1件、福岡県の15.5件と比べ4.2件少ない。福岡都市圏内では、全17市町のうち5番目に少ない。